

健やかほうふ21計画(第2次)推進委員会設置要綱

平成28年4月1日制定

(目的及び設置)

第1条 「健やかほうふ21計画(第2次)」(以下「計画」という。)に基づき、 市民の健康づくりの活動を推進するため、「健やかほうふ21計画(第2次) 推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおいて、健やかに暮らせる地域づくりを目的に、健康課題の解決や目標達成に向けた 具体的な取組に関する事項。
 - (2) 生活習慣病の予防等を通じて、健康寿命の延伸や地域格差の縮小に向けた取組に関する事項。
 - (3) 行動計画策定や評価等に関する事項。
 - (4) その他計画を推進するために必要な事項。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者の内から、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 民間団体等の代表者
 - (3) 行政機関関係者
 - (4) 公募による者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

- 第7条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員で構成される。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会 長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

健やかほうふ21計画(第2次)推進庁内委員会設置要綱

平成28年8月1日制定

(設置)

第1条 健やかほうふ21計画(第2次)(以下「計画」という。)を推進するため、健やかほうふ21計画(第2次)推進庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号の掲げる事項について調査及び検討を行う。
 - (1) 計画の推進に関する事項
 - (2) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。
- 2 委員長は健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

- 第4条 委員長は委員会を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は計画の推進が終了した時までとする。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。
- 2 会議の議長は、委員長がこれを努める。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、会議に委員以外の者を出席させ、 説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康福祉部健康増進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

健やかほうふ21計画(第2次)推進庁内委員会

区	分	職 名
委 員 長		健康福祉部次長
委	員	文化・スポーツ課長
委	員	生活安全課長
委	員	保険年金課長
委	員	農林水産振興課長
委	員	農林漁港整備課長
委	員	商工振興課長
委	員	学校教育課長
委	員	生涯学習課長
委	員	高齢福祉課長
委	員	障害福祉課長
委	員	子育て支援課長
委	員	社会福祉課長
委	員	健康増進課長

健やかほうふ21計画(第二次)推進委員会

任期:令和2年7月~2年間

		団 体 名	氏	名
1	学識経験者	学識経験者 (山口県立大学看護栄養学部)	藤村	孝枝
2	3	防府医師会	山本	一成
3		防府歯科医師会	深野	剛史
4		防府薬剤師会	椎木	康之
5		防府市自治会連合会	椎木	幸成
6		防府市民生委員・児童委員協議会	松田	孝子
7		防府市老人クラブ連合会	長尾	隆治
8		防府市社会福祉協議会	山本	亨
9		防府商工会議所	中村	多美子
10	民間団体等の 代表者	株式会社 丸久	小林	教昭
11		防府市保育協会	島田	律子
12		防府市幼稚園連盟	清水	博道
13		防府市中学校PTA連合会	橋本	康弘
14		山口県漁業協同組合	末廣	真美
15		山口県農業協同組合防府とくぢ総括本部	田中	基康
16		防府市食生活改善推進協議会	松野	真理子
17		防府市母子保健推進協議会	池永	悦子
18	1	防府市リハビリテーション専門職協議会	古谷	正登
19	行政機関関係者	防府市小学校教育研究会養護教諭部会	小林	幸
20		山口県山口健康福祉センター	辻下	淳子
21		公募委員	深光	日出男
22	公募市民 委員	公募委員	荒瀬	香恵
23		公募委員	井田	智会

<用語説明>

	用語	説明
か行	やまぐち健康経営	県が、全国健康保険協会山口支部などの保険者と
	認定企業	協働して、「健康経営」に取組む企業を認定する
		制度です。
		*「健康経営」とは、従業員の健康管理を、経営
		的な視点から収益性などを高める投資と考え、戦
		略的に実践することです。
	健康マイレージ事	健診 (検診) 受診や、健康づくりの教室への参加、
	業	生活改善の取組をすることでポイントをためて、
		市内の登録店舗で特典が受けられる事業です。楽
		しみながら健康づくりに取組むことができます。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応
		(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、
		必要な支援につなげ、見守る)を図ることができ
		る人のことで、「命の番人」とも位置付けられま
		す。
	合計特殊出生率	一人の女性が、生涯のうちに生む子どもの平均数
		を示しています。人口を維持するのに必要な合計
		特殊出生率は 2.08 とされています。
	子ども総合支援拠	子ども(18 歳未満)のいる家庭や妊婦などに対
	点	して、地域での育児支援体制を強化するための拠
		点を運営し、家庭の実態の把握や、社会資源の情
		報提供、相談、関係機関との連絡調整等の支援を
		一体的に行います。
さ行	産前サポート事業	安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する
	(プレママまんま	ため、妊婦同士が交流するサロンを開催していま
	るサロン)	す。
	産後ケア事業	出産後、支援の必要な産婦が医療機関等で、心身
		のケアや育児の支援等を受けることができます。
		また、育児不安やうつ状態にある産婦が、臨床心
		理士と面接することができます。
	COPD	慢性閉塞性肺疾患のことです。たばこの煙を主と
		する有害物質を長期間吸入することで生じる肺
		の炎症による病気です。別名「肺の生活習慣病」
		とも呼ばれます。

さ行	食事バランスコマ	1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいのかの目
	·	安をわかりやすくコマのイラストで示したもの
		です。
た行	特定健康診査	生活習慣病を予防するためにメタボリックシン
		ドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。
		対象年齢は40~74歳で血液検査や尿検査、医師
		の診察等を行います。
	特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病になるリス
		クが高く、生活習慣の改善により生活習慣病の予
		防効果が期待できる人に対して行う支援のこと
		です。医師・保健師・管理栄養士等が実践的なア
		ドバイスを行い、6か月後に評価します。
な行	妊産婦サポート事	妊産婦さんへの健康サポート事業です。旬の地元
	業	食材をお届けします。
	年齢調整死亡率	年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較がで
		きるように、年齢構成を調整した死亡率のことで
		す。
は行	+10(プラステン)	厚生労働省が、「健康づくりのための身体活動指
		針(アクティブガイド)」で推奨しており、今よ
		りも 10 分多く体を動かすことを呼びかけていま
		す。
や行	やまぐち健幸アプ	山口県公式のウォーキングアプリです。日々の歩
	IJ	数や体重・血圧などを記録して「見える化」した
		り、ランキングを競ったり、ポイントを貯めて楽
		しんだりします。



健やかほうふ21計画(第二次)

中間評価・見直し

発行日:令和3年3月

発 行:防府市

編 集:防府市健康増進課

 $\mp 747-0805$

山口県防府市鞠生町12番1号

TEL (0835)24-2161

FAX (0835)25-4963